

よくある不備等について

申請内容に不備がある場合や基準を満たしていない場合は受理できないことや修正をお願いすることがあります。

申請書類の提出前にご確認ください。

<よくある不備等>

1 薬局開設許可の許可番号及び年月日等

- (1) 薬局開設許可の許可番号と年月日を誤って記載している。
 - ・薬局開設許可証の写しを提出してください。
 - ・許可年月日は有効期間の始期です。
- (2) 薬局開設許可取得から1年未満である。
- (3) 申請書の鑑に記載された「薬局の名称」が薬局開設許可証に記載された名称と一致していない。
 - ・スペースの有無についても確認し、薬局開設許可証のとおり記載してください。

2 構造設備における不備

- (1) 適合表1 内観写真からプライバシーに配慮した構造設備が確認できない。
 - ・薬局開設許可の情報提供場所の一部であることがわかるよう、なるべく広範囲が入る形で撮影した写真を提出してください。
 - ・次のような場合は追加の写真提出を求める可能性があります。
 - ①限られた机・椅子しか映っておらず、平面図との一致が確認できないもの。
 - ②座って相談を受けられる椅子が写っていないもの。
 - ③情報提供場所のみの写真で、投薬カウンターの両側のパーテーション等、プライバシーに配慮した設備が確認できないもの。
- (2) 適合表2 薬局の外観写真がわからない。
 - ・店舗の外観写真は、看板などで薬局名が確認でき、公道等を含めた外から店舗入口が見える角度で撮影した店舗の実態が確認できる写真を提出してください。
 - ・公道から薬局入口まで段差がないことを確認できない写真の場合等、追加の写真の提出を求める可能性があります。

3 適合表3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

- (1) 「その他の会議」のみチェックがある。
 - ・「その他の会議」に該当する会議は現在ありませんので、ご注意ください。

4 適合表4及び5（連携先の医療機関名およびその実績）

- (1) 医療機関名等を誤って記載している。

- (2) 報告した実績が月平均30回を下回っている。
- (3) 報告した実績の記録は通知(令和3年1月29日付薬生発0129第6号等)の趣旨に合致したものを提出して下さい。

5 適合表6(他の薬局に対して報告及び連絡する体制)

- (1) 手順書の必要な部分が添付されておらず、記載内容が不足している。

6 適合表7(開店時間外の相談に対応する体制)

- (1) 適合表及び別紙について、開店時間や電話番号を誤って記載している。

7 適合表8(休日及び夜間の調剤応需体制)

- (1) 休日及び夜間に調剤応需体制がない。

8 適合表11(無菌製剤処理を実施できる体制)

- (1) 自局の場合、平面図や写真が不足している。
- (2) 共同利用の場合、有効な契約書の写しが添付されていない。
- (3) 他の薬局を紹介する手順書に、紹介先薬局の名称・所在地等の事項が規定されていない。

9 適合表13(常勤薬剤師について)

- (1) 常勤薬剤師数について、保健所に届け出ている32時間以上勤務する薬剤師数と一致していない。
- (2) 地域包括ケアシステムに関する研修修了証が添付されていない。

10 適合表14(研修実施計画書)

- (1) 全ての薬剤師が対象であることを確認できない。
- (2) 1年以内ごとの年間スケジュールの実施計画として作成されていない。

11 適合表15(医薬品の適正使用に関する情報提供)

- (1) 情報提供先が医療提供施設ではない。
- (2) 情報提供した具体的なDI情報の写しが添付されていない。